

デリバティブ取引の税金の基本

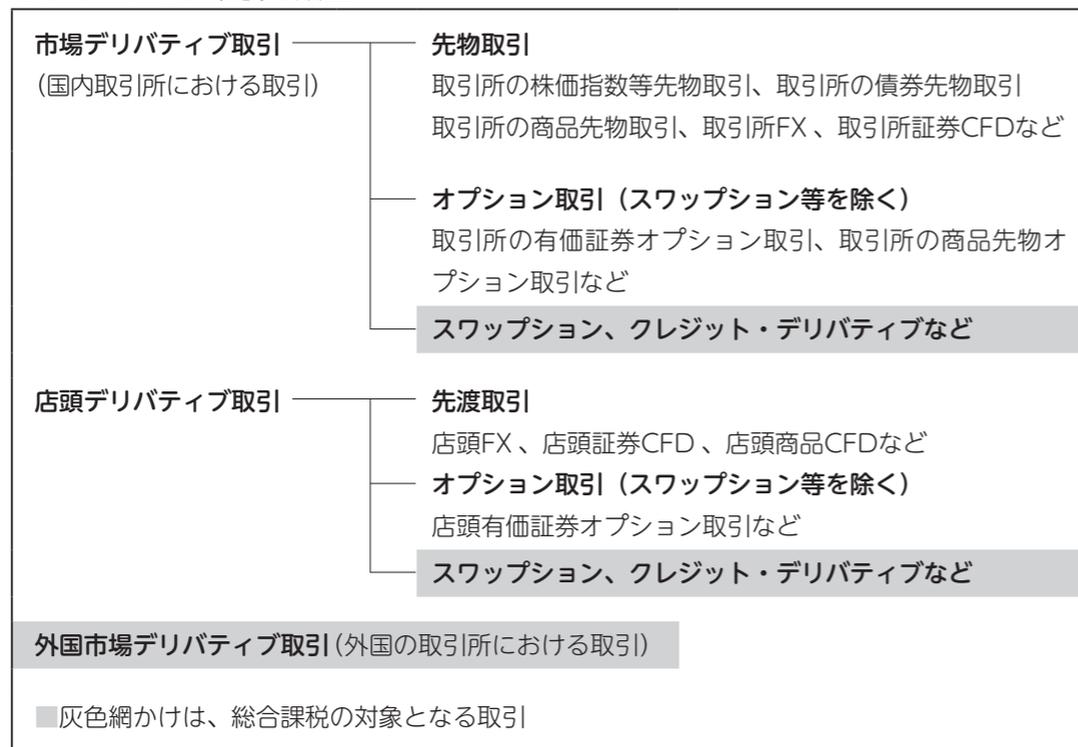
■ デリバティブ取引の種類

デリバティブ取引には、以下の図表のようなものがあります。

デリバティブ取引を行った場合の所得区分は雑所得（または事業所得）^(注)と

なります。総合課税（累進税率）の対象となるものと申告分離課税の対象となるものがあります。以下では、申告分離課税の対象となるものを中心に解説します。

● デリバティブ取引の種類



(注) 事業所得となるのは、取引の営利性・有償性・継続性・反復性、自己の危険と計算による企画遂行性、資金調達方法、その取引のための施設、その人の職業、収益の安定

性、その他の諸事情からみて事業として取引を行っている場合に限られます。したがって、通常は雑所得として扱われます。

■ 「課税の特例」の対象となる取引の「差金等決済」に対する税金

「差金等決済」とは、先物取引に係る雑所得等の課税の特例（以下、「課税の特例」といいます）の対象となる取引について、反対売買による差金決済、オプションの権利行使・権利放棄、カバードワラントの譲渡・権利行使・権利放棄をいいます。差金等決済による損益は、「課税の特例」の対象となる取引の中で損益通算を行い、利益が残った場合は、**税率20%（所得税15%*^(注1)・住民税5%）の申告分離課税**となります。

「課税の特例」の対象となる取引の差金等決済による損失が残った場合は、翌

年以後3年間の「課税の特例」の対象となる取引の差金等決済による所得から控除することができます。一方、現物株式の譲渡や配当による所得と通算することなど、他の所得と損益通算することはできません。

現物の株式や債券などの金融商品、商品などを受け渡す決済は「差金等決済」に含まれないため、税制上の扱いが異なります（債券先物は□252ページ、個別証券オプション取引は□255ページ、FXは□259ページを参照してください）。

■ 「課税の特例」の対象とならない取引の税金

「課税の特例」の対象とならない取引（□248ページの図の灰色の網掛けの取引、平成28年10月1日以後の商品先物取引業者以外の者を相手方とする店頭商品デリバティブ取引及び第一種金融商品取引業者等以外の者を相手方とする店頭デリバティブ取引）については、差金決済・権利行使により発生した所得について、

雑所得（または事業所得）として総合課税（累進税率）の対象となります。「課税の特例」の対象となる取引との間での損益通算は行えず、損失の繰越控除の対象にもなりません。もちろん、現物株式の譲渡や配当による所得と通算することもできません。

■ 損益発生日の基本的な考え方

デリバティブ取引における損益は、原則として**差金等決済**を行った日に発生します^(注2)。

したがって、先物取引については、反対売買または最終清算指数（SQ）による決済が行われた日に損益が発生することになります。

オプションについては、反対売買または権利行使による決済が行われた日に損

益が発生することになります（当初取引時に受払いするプレミアムについては、当初取引時点では損益として扱いません）。

したがって、例えば平成28年12月×日に取引を開始し、平成29年1月×日に反対売買による差金決済を行った場合は、「差金等決済」の日は平成29年1月×日になり、平成29年分の所得税の対象とな

(注1) ★印の付いている所得税については、別途復興特別所得税の課税も行われます。詳しくは□153ページをご参照ください。

(注2) 「課税の特例」の対象とならない取引については、損益発生日について明確な規定はありませんが、「課税の特例」の対象となる取引と同様と思われます。

ります。

なお、現物の現渡またはオプションの権利行使による現物の譲渡を行った場合は原則として受渡日に損益が発生した

ものとしませんが、確定申告により約定日に損益が発生したものとすることも可能と思われます。

■ 告知と本人確認

デリバティブ取引の差金等決済（差金決済、権利行使、権利放棄、カバードワラントの譲渡・権利行使・権利放棄）による所得を受領する際には受領者の氏名、住所、個人番号（マイナンバー）などの告知が必要となります。

ただし、証券会社などで口座開設を行う際などに本人確認書類を提示して、氏

名、住所、個人番号（マイナンバー）などを告知しているときは、上記の受領の都度の告知を行ったものとみなされます（みなし告知）。

個人番号（マイナンバー）の経過措置等については、[📖434ページを参照](#)して下さい。

■ 支払調書

デリバティブ取引により差金等決済（差金決済、権利行使、権利放棄、カバードワラントの譲渡・権利行使・権利放棄）を行った場合は、所轄の税務署長に支払調書が提出されます。

これは、取引所・店頭であるか否か、取引の種類（先物、オプション、FXなど）、現物の受け渡しがあったか否かなどに関わらず、例外なく適用されます。

支払調書の記載事項は、デリバティブ取引を行った者の氏名・住所、個人番号（マイナンバー）、取引業者の名称・所在地、取引の種類、決済の方法、銘柄、数

量、約定価格、手数料の額、損益の額などです。

支払調書は、1年間の取引についてまとめて翌年1月31日までに、または、1回の差金等決済ごとに、差金等決済のあった日の属する月の翌月までに所轄の税務署長に提出されます。

なお、現渡またはオプションの権利行使による現物の譲渡により、株式等の譲渡を行った場合は、株式等の譲渡としての支払調書が所轄の税務署長に提出されます。